

04 セカンド・ハラスメントを知っていますか？（働く人）

皆さん、いかがお過ごしですか。福岡市がお送りする「こころのオルゴール」の時間です。今日は私、山田としあきがお届けします。タイトルは「セカンド・ハラスメントを知っていますか？」です。

セカンド・ハラスメントとは、職場でセクハラやパワハラなどにあつた人が、被害を訴えたことによつて起こる二次被害のことです。勇気を出して上司や相談窓口に助けを求めてたにも関わらず、適切な対応がなされないのは働く人への人権侵害です。

ある職場の女性は上司からセクハラを受け、会社の窓口に相談の申込みをしましたが、2週間以上何の連絡もありませんでした。再び窓口に連絡し、何とか話を聞いてもらいましたが、「嫌がらせをするタイプではない」と上司をかばう発言をされたうえに、希望もしていらない異動の話まで出されたそうです。最終的には被害者が会社に損害賠償を請求する事態になりました。

ハラスメント防止コンサルタントの咲良美登理さんは、「ハラスメント被害を訴えた社員に対して、会社は迅速で適切な対応をする義務があります。そのためには相談窓口がきちんと

と機能することが大事です」と話します。

相談窓口の担当者は、中立的な立場で事実関係を確認する
と同時に、相談者の心情に寄り添つて話を聞くことが求められ
ます。相談者は、相手からの報復を何よりも恐れるため、
プライバシーへの配慮も必要です。相談者が精神的に不安定
な場合は、産業医やカウンセラーなど、専門家の力を借りることも考
えなければなりません。

相談窓口がさまざまな状況に迅速かつ適切に対応できる
よう、会社が担当者に研修の機会を設けることも大切です。
そして、何よりも重要なのは、「安心して相談できる」と、
被害者から信用される相談窓口であり続けることです。

また、咲良さんは「一人ひとりがハラスメントを許さない
という意識を持つことで、職場の雰囲気をえていってほしい
い」と言います。

会社の中には、セカンド・ハラスメントを恐れて、黙つて
耐えている人がいるかもしれません。誰もが安心して働くた
めには、一人ひとりが会社の一員として「ダメなものはダメ」と、
いつでも自然に言える状態が理想です。

皆がお互いを認め合い、「ハラスメントをしない。させない。」
という企業風土をつくっていきたいですね。